

行政評価局調査の流れ図（詳細）

(1) 「行政評価等プログラム」の策定（毎年度の当初に公表）

- 中期的な業務運営方針の策定
- 当該年度の行政評価局調査実施テーマの決定



(2) 行政評価局調査の実施

- 事前準備
 - ・ 情報収集等 → 具体的な調査計画の策定
- 実地調査の実施
 - ・ 本省、管区局及び事務所による全国規模の調査
→ 調査結果を本省に集約
- 調査結果の取りまとめ
 - ・ 実地調査結果の整理・分析



(3) 勧告等、結果公表

- 関係府省に対する改善事項の指摘等
- 調査結果の公表



(4) 勧告等に基づく改善措置状況に関する回答を原則2回にわたって徴収

- 1回目の回答：勧告からおおむね6か月後
- 2回目の回答：1回目の回答徴収からおおむね1年後
(必要に応じて3回目のフォローアップや再調査の実施)